

国際シンポジウム

「解雇の規制手法のあり方についての国際比較—解雇の金銭解決を中心に—」

シンポジウムの趣旨

2015年6月に発表された『「日本再興戦略」改訂 2015-未来への投資・生産性革命-』では、「予見可能性の高い紛争解決システムの構築」が政策目標にかかげられ、具体的には、「解雇無効時における金銭救済制度の在り方（雇用終了の原因、補償金の性質・水準等）とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方についての具体化に向けた議論の場を直ちに立ち上げ、検討を進め、結論を得た上で、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。」とされていた。政府が、解雇の金銭解決制度の導入へ向けた作業を本格的に開始するということである。

労働市場法制の改革は、多くの国で、経済政策の中心に据えられてきたが、なかでも解雇規制のあり方は、最も重要な検討事項とされてきた。もっとも、解雇法制は、政労使の意見の一致を得にくい分野であり、しばしば政治的にホットな争点となっており、各国それぞれ独自の法制度をもっているため、単純な制度モデルの比較分析は有効ではない分野である。その一方、学問的な研究の世界では、日本の解雇法制をめぐる問題整理はかなり進んでおり、さらに、経済学においてもかなりの研究の蓄積がある。その意味で、具体的なあるべき法改正案を提示するための機は熟したといえる。

本シンポジウムでは、このような状況下にある解雇法制について、その中心的課題である金銭解決を、労働紛争の解決システムという狭い枠にとらわれず、規制手法の問題と位置づけて広い視点で検討することとしたい。なかでもこれまで先進7カ国のなかで一番硬直的な解雇法制をもっていたが、2012年に金銭解決を原則とする内容に大転換し、2015年にさらに規制緩和を進めたイタリアを中心に、アメリカ、ドイツ、スペインという、それぞれに特色のある解雇法制をもつ国も比較対象に据えながら、経済学の立場からの解雇規制の研究の到達点もふまえて、現在の日本がいかなる解雇の規制手法を構築すべきかについて検討を試みたい。

なお、本プロジェクトは、神戸大学大学院法学研究科と経済学研究科の連携プロジェクト「市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究」（法経連携科研）と神戸労働法研究会の共催で行われるものである。

日時 2015年10月24日（土）

場所 神戸大学六甲台キャンパス 模擬法廷棟ラ・クール（ただし変更可能性あり）

使用言語 日本語（イタリア語の報告については、通訳がつく予定）

プログラム

第1部 各国の解雇法制（13時～15時）

- 1 本シンポジウムの趣旨説明—日本法の問題状況— 大内伸哉（神戸大学）

- 2 アメリカ法 天野晋介（首都大学東京）
- 3 ドイツ法 本庄淳志（静岡大学）
- 4 オランダ法 本庄淳志（静岡大学）
- 5 スペイン法 高橋奈々（東京大学）
- 6 イタリア法 Maurizio Del Conte（ボッコーニ大学）

ブレイク 15分

第2部 コメント（15時15分～15時55分）

- 1 イタリア法についてのコメント Maria Teresa Carinci（ミラノ国立大学）
- 2 経済学の立場からのコメント 川口大司（一橋大学）

第3部 ディスカッション 16時～17時

- 1 総括コメント 大内伸哉
- 2 パネルディスカッション 報告者およびコメンテータ
- 3 質疑応答 15分

*本シンポジウムは、どなたでも傍聴可能です。ただし会場の都合もありますので、参加を希望される方は、10月19日（月）までに、田中宛（yoshiko@econ.kobe-u.ac.jp または 078-803-6847 [10時～12時, 13時～17時]）に、ご連絡ください。